

## 平成30年度第4回島根支部評議会議事概要報告

開 催 日	平成30年12月19日（水）
場 所	全国健康保険協会島根支部 大会議室
出席評議員	伊中評議員、小田川評議員、佐々木評議員、塩飽評議員、杉原評議員、光延評議員（議長） （五十音順）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成31年度保険料率について</li> <li>2. インセンティブ制度について</li> <li>3. 平成31年度島根支部独自事業（案）について</li> </ol>
議 事 概 要 （主な意見等）	<p><b>○支部長挨拶</b></p> <p>まず、評議員改選についてお礼を申し上げます。評議員9名中8名が再任となり、1名新任の体制となった。これからも協会けんぽ事業へのご意見をいただきたい。次に本日の議題から2点お話をさせていただく。</p> <p>1点目は平成31年度保険料率についてであるが、前回の運営委員会において、38支部から保険料率変更に関する意見が提出された。意見の内訳は、料率については、「10%維持すべき」が島根支部を含み18支部、逆に「引き下げるべき」が6支部だった。昨年度同時期と比べ、引き下げ意見が減少した。また、激変緩和措置については、計画的解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については4月納付分からとなっている。</p> <p>本日は、前回の島根支部評議会でも出された10%維持の方向性を踏まえたご意見、本部への要望等をいただきたい。</p> <p>2点目は平成31年度島根支部独自事業（案）である。今回、案として早めに提示させていただいた。今後、評議会意見、本部調整を踏まえ最終的に確定する。大きな変更点として、支部保険者機能強化のため支部予算額が拡大されており、来年度事業はこれまで以上に意欲的に取り組みたい。</p> <p>最後に、先般12月7日に中国・四国ブロック評議員意見交換会が岡山市で開催され、島根支部からは光延議長と小田川評議員にご参加いただき、平成31年度保険料率、及び保険者機能発揮に向けた取り組みについて活発な意見交換が行われた。両評議員からは島根支部評議会の意見を集約した意見発表を行っていただいた。この場をお借りしてお礼申し上げます。</p> <p><b>○議長選出</b></p> <p>改選後初回の評議会のため、議長を互選により選出する。 議長は光延評議員に決定。 議長欠席時の議長代行に、議長より宮本評議員を指名する。</p>

## 【議題 1】平成 31 年度保険料率について

資料 1 により説明

### 《事業主代表》

平均保険料率は 10% が基準になると考える。現在は、準備金は法定準備金の 3.1 か月分あるが、将来的にどうなるかは未知数であり、今下げることは適正ではない気がする。ただ、企業側からすれば、健康保険料だけでなく様々な負担が増えており、10% 維持していただき、もうこれ以上は上がらないようにしてもらいたい。また、準備金は当面積みあがっていくかもしれないが、そのときに、国庫補助が減額とならないように施策を考えてもらいたい。

### 《被保険者代表》

前回の島根支部評議会でおおまかな方向として 10% 維持が望ましいとなった。それをひっくり返す気はないが、前回評議会は、理事長発言の「中長期の方向性。10% 維持」を受けての議論となっていたと思う。中長期収支見通しでは、料率を一度下げたとしても、後で大きく引き上げとなることが示されていることから、引き下げとは言いつらく 10% 維持はやむを得ないと考える。ただ、改めて確認したいが、「協会けんぽの収支は基本単年度ではないのか」という点である。

また、現場職場の意見を言わせてもらえば、協会けんぽは黒字であり準備金残高は数兆円というニュースがされていて、なぜ黒字なのに保険料率は下がらないのかという率直な思いがある。評議会に参加して、そんな簡単にはいかないとわかったが、一般の方にはわからないのではないか。そこで、広報周知に力を入れてもらいたい。医療費の全体的な抑制は難しいが、健康経営、皆で健康づくりに取り組むことが保険料率を下げることにつながることを周知してもらいたい。

### (事務局)

まず、1 点目の収支に関して、健康保険法に「毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう算定する」との条文がある。しかし、協会けんぽの赤字構造財政の中で、過去に新型インフルエンザ流行による医療費の急増等、収支が急激に悪化し準備金が枯渇したこともあった。これらを踏まえて、「黒字だからといって単年度収支均衡下で引下げが容認されているわけではない。」との厚生労働省見解が示されており、こうした中で 5 年又は 10 年収支見通しの中で議論が行われています。

次に、広報についてのご指摘は、インセンティブ制度による保険料率影響に限定されるものではなく、社会保険制度の仕組み、財政への影響等の大きな意味での広報も含めると受け止めております。できる限りわかりやすく広報し情報を浸透させたいと考えており、アンケート調査と並行して努力していきたいと考えます。

#### 《学識経験者代表》

黒字なのに保険料率を下げず 10%維持している点については、各支部ではなく、協会本部が説得力のある理由を示すべきである。理事長が 10%維持を表明するなら、もっとわかりやすく皆が納得できる理由があることを、支部長意見として申し入れてもらいたい。

#### (事務局)

前回評議会で収支見直しをお示しした際、指標の根拠データ、信ぴょう性に疑問があるとのこと意見もいただいております、指標の元データも含め精査し、納得できる理由を示すべきとのこと意見と受け止め対応したいと思います。

#### 《被保険者代表》

協会けんぽは最後のセーフティネットと考えている。健康保険制度は長く続いていかなければならない制度であり、その財政は中長期で安定しないと困る。だが、制度に対する加入者全体の理解はまだ足りていないと感じる。加入者が制度を理解し、制度維持のために自分達にできること、自分達の行動が保険料率に影響していることを知ってもらわないといけない。協会けんぽには理解不足の現状を認識して広報に取り組んでももらいたい。

#### 《被保険者代表》

前回評議会で平成 31 年度島根支部保険料率の粗い見込みとして 10.13%で現状維持との説明があったが、健康保険、介護保険、厚生年金等をまとめた社会保険料全体ではここ数年、負担金がすごく上がっている。こうした中で、協会けんぽの健康保険料にだけ関心がいくことはない。そこを理解したうえで、インセンティブ制度により、一人ひとりの努力で保険料が下がることを伝えないといけない。

また、健康保険料率に大きな影響を与える高齢者医療の支援金はわれわれの努力ではどうにもならない。国が決め、上がり続けていく。インセンティブ制度で下がる部分も全体から見ると微々たるものであり、矛盾、徒労感を感じる。

#### (事務局)

高齢者医療の支援金は、協会けんぽ支出の 4 割近くを占めており大きな負担である。高齢者数の増加は今後も目に見えており支援金の負担増が見込まれるが、現制度下で協会けんぽは、現役世代を中心として健康づくりに取り組んでいくことが重要と考える。働き盛りの時に健康であれば、退職後高齢になった時の医療費も抑えられるとの考えのもと引き続き保健事業に取り組んでいきたい。

#### 【議題 2】インセンティブ制度について

資料 2 により説明

《学識経験者代表》

インセンティブ制度指標の健診受診率、保健指導実施率、精密検査等について、業種、職務内容別の状況は把握しているのか。例えば、運送業は運転手の独立性が高いためか会社指示でも精密検査や保健指導を受けないと聞く。また、三交代制の職場では、不定期勤務のため糖尿病やメタボ指導の管理ができず産業医も困っていると聞く。島根支部は比較的、指標の成績がよく伸びしろが少ないため、このような課題を抱える特定の業種にターゲットを絞って対応するのが効果的ではないか。

(事務局)

健康診断結果データについて、業種ごとの受診率等は把握しており、これまで特に代謝リスクに課題を抱えるものが多い「その他運輸業」について、生活習慣アンケート、健康づくりセミナー、及び専用の出前講座等を取り組んできている。

特定保健指導実施については、今年度より健診を受けた当日に保健指導を受けることができるよう制度改正され、普段なかなか時間が取れない運送業者、三交代制職場の方などの実施率向上に結び付くことを期待している。

また、精密検査の受診推進については、島根支部のヘルス・マネジメント認定制度に「会社担当より精密検査案内していますか」というチェック項目を作り事業所に働きかけているが事業所ごとの対応に差が大きく、今後対策が必要と考えている。

《学識経験者代表》

国が外国人労働者の受け入れ拡大を決めたことにより、今後、外国人雇用が増えていくと考える。島根県においては、現在製造業で外国人が多く雇用されているが、これからは人手不足の介護職場にも外国人が入ってくるものと考えている。雇用が多様化したとき、社会保険制度、保険料負担の在り方の大きな転換期となるのではないか。

(事務局)

外国人労働者の受け入れ拡大は、社会保険制度の大きな課題になると考えており、今後国の動向を注視したい。

《被保険者代表》

ジェネリック医薬品について、最近、周囲の会話で、ジェネリック医薬品を進める理由について、「薬局のもうけが大きいからだろう」というような誤解を耳にした。ジェネリック医薬品使用促進は、医療費適正化の目的であることを広報で正しく伝えてもらいたい。

(事務局)

島根県では、薬局が非常にジェネリック医薬品使用促進に力を入れている。確か

にジェネリック医薬品に関して診療報酬上の加算はあるが、これもジェネリック医薬品が医療費適正化に資するため作られた仕組みである。ジェネリック医薬品使用を促す理由を広報により正しく伝えていきたい。

《事業主代表》

調剤については、医療機関の処方箋を薬局で提示し薬をもらうが、基本的にジェネリック医薬品の調剤判断について、医療機関は薬局まかせなのか。

(事務局)

医療機関で受診時にもらう処方箋に、「ジェネリック医薬品に変更できない」との医師の意思表示がない限り、薬局でジェネリック医薬品を勧めることができることとなっている。

**【議題3】平成31年度島根支部独自事業（案）について**

資料3により説明

《学識経験者代表》

「WEB広告を利用したインセンティブ制度広報」（資料3、P5）については広報結果を厳しく評価し、効果判定をしてもらいたい。ただ漫然とすることなく見直しをしてもらいたい。

(事務局)

広報の効果測定は難しいところがあるが、WEB広告では閲覧結果を数値で見ることができるところが特徴である。なお、昨年から本部一括での理解度調査を実施しており保険料率や制度に対する理解度を調べている。そういった結果も踏まえて評価したい。

《学識経験者代表》

最近、受診時に前年の健診結果を持参する人、お薬手帳の持参などの習慣化が少しずつ出来はじめていると聞く。健診結果を主治医に持って行くようになれば、健診と診療行為との連続性が保たれ、無駄な検査は減り医療の効率化が進むと考える。今後、島根支部として、加入者に対してそういった事業をしてみてもどうか。

(事務局)

お薬手帳の活用については、若年層に対するジェネリック医薬品普及と併せた啓発事業を予定している。ジェネリック医薬品使用率が低い若年層がいる世帯に対し啓発文書とお薬手帳を送付し、医療費適正化に結び付けることを目的としている。

《学識経験者代表》

医療費適正化のためには、かかりつけ医の普及も大切であるが、松江、出雲では、開業医は心療内科、整形外科などの診療科ごとに専門家されているため、かかりつけ医は機能しづらいと聞く。また、人口が少ない周辺部地域では機能している反面、医師も高齢化して医療機関が少なくなっているという事情もあると聞く。かかりつけ医の普及は、保険制度で縛らない限り、本当の「かかりつけ」はできないのではないか。その上で内科医を中心とした情報連携が大切と考える。

また、情報連携について、島根県では「まめねっと」というカルテデータの共有システムが構築されているが、このシステム利用にあたってはあらかじめ本人の同意文書提出が必要であり、利用は限定されていると聞く。今後、国がマイナンバーを利用し仕組みを統一すれば、情報連携による効率化が進むかもしれない。

(事務局)

島根支部では、かかりつけ医、かかりつけ薬局の普及を通じた医療費適正化についても期待している。前年の健診結果を持っていくとしても、かかりつけ医がいなければ意味がなく、医療機関同士の情報連携の有無も鍵となる。ご意見は今後の事業に生かしたい。

《被保険者代表》

インセンティブ制度の広報について、被保険者個々に対する広報も大事だが、事業所を通じた集団への働きかけをすべきではないか。健診受診、保健指導は事業所の姿勢が大切である。事業所ごとに目標を持ってもらうようにしてもらいたい。

(事務局)

現在、ヘルス・マネジメント認定制度のエントリー事業所には、その事業所の従業員全体の健診結果を集計した「ヘルス・マネジメントカルテ」を提供している。このカルテにより、事業所の健診受診率、保健指導受け入れ状況は可視化されている。

《被保険者代表》

インセンティブ制度の中間結果報告では、島根支部は前年度数値がよかったために、「前年度比の伸び率」の評価が厳しい。さらに伸ばすには、事業所に対する働きかけが重要と考える。

《学識経験者代表》

事業所に対する働きかけでは、産業医も重要と思う。産業医に「ヘルス・マネジメントカルテ」を見てもらい、産業医からも事業所に働きかけてもらえばよい。医師会の産業医部会への働きかけをしてみてもどうか。

(事務局)

事業所への働きかけ、産業医の活用については今後の事業に検討させていただく。

**特記事項**

- ・傍聴者：2名（島根支部職員）
- ・次回開催：平成31年1月11日